

## ○出雲市新体育館整備運営事業者選定委員会設置条例

(令和2年6月30日条例第38号)

### (設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき実施する出雲市新体育館の建設及び運営事業者(以下「事業者」という。)の選定について、公平性を確保し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、出雲市新体育館整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その意見を答申する。

- (1) 事業者の選定基準に関すること。
- (2) 事業提案書その他資料の審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条に掲げる所掌事務が終了し、市と事業者が契約を締結する日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(資料提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民文化部文化スポーツ課スポーツ特別事業室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。